

答 申

第1 香川県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

香川県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行政文書の不存在を理由として行った2件の非公開決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の公開請求

審査請求人は、令和4年2月14日付けで、香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の2件の行政文書公開請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

- (1) 高松高等学校、丸亀高等学校及び坂出高等学校（以下「3校」という。）に関し、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）に基づいて令和3年度に行った教職員の定期健康診断について、次の内容の公開請求
- ア 香川県人事委員会へ令和3年に提出した定期健康診断結果報告書（様式第6号）の類
 - イ 3校の健康診断実施日が分かる資料

- (2) 3校に関し、法に基づいて令和3年度に行った教職員の定期健康診断について、香川県人事委員会へ令和4年に提出した定期健康診断結果報告書の類の公開請求

2 実施機関の決定

実施機関は、本件各請求に対して、令和4年2月24日付けで、1（1）イについては公開決定、1（1）ア及び（2）についてはいずれも行政文書が存在しないとしてそれぞれ非公開決定（以下「本件各処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件各処分を不服として、令和4年5月26日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して、併合して審査請求を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

「本件各処分の取消しの裁決を求める。」というものである。

2 審査請求の理由

審査請求書において主張している理由は、次のとおりである。

(1) 実施機関は、3校において、法第66条第1項の規定に基づいて、労働者である教職員に対して、定期健康診断を実施しているものと確信している。高松高等学校では令和3年4月9日及び7月6日に、丸亀高等学校では5月7日及び6月24日に、並びに坂出高等学校では4月21日及び7月12日に、健康診断が実施されたことが伺える。なお、審査請求人は、3校のそれぞれの常時使用する労働者数について正確に把握していない。会計年度任用職員を含めて、常時使用される労働者数が50人を下回る事業場（高等学校）があれば、弁明書において主張されたい。

(2) 今回公開請求で求めた資料は、「3校に関し、法に基づいて令和3年度に行った定期健康診断について、香川県人事委員会へ令和3年に提出した定期健康診断結果報告書の類」及び「3校に関し、法に基づいて令和3年度に行った定期健康診断について、香川県人事委員会へ令和4年に提出した定期健康診断結果報告書の類」（以下「本件各請求対象文書」という。）である。

通常、定期健康診断を実施して、約1月後に労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。）第51条の規定に基づく定期健康診断結果個人票が健康診断実施機関から事業者へ送付され、健康診断実施機関のサービスで、定期健康診断結果報告書の有所見者人数が記載された資料が併せて送付されるものと思料する。仮に、送付されない場合でも、健康診断結果個人票を見て、衛生管理者等が定期健康診断結果報告書に有所見者の人数を記入することは容易であると予想する。

その上で、作業場等の巡視のために毎月又は2月に1回の頻度で、事業場に訪れる産業医に当該資料を提示して、医学的所見を徴し、定期健康診断結果報告書の産業医の氏名の記名を受けるものであると思料する。この一連のプロセスで要する期間は通常、健康診断の実施日から遅く見積もったとしても3月程度で、労働基準監督機関へ提出すべき定期健康診断結果報告書は完成するはずである。

(3) しかし、実施機関は、本件各処分について、規則第52条の規定に基づく定期健康診断結果報告書は「実施機関では、教職員の定期健康診断の結果を年度末に取りまとめ、翌年度初めに香川県人事委員会へ報告しているため」「請求に係る行政文書を作成及び取得しておらず」本件各請求対象文書を保有していないと主張している。つまり、香川県人事委員会への提出に至っていない状態にあると思料する。

規則第52条では、「常時50人以上の労働者を使用する事業者は、第44条、（中略）の健康診断（定期のものに限る。）を行ったときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない」とさ

れており、3校では、令和3年7月に実施された定期健康診断から約7月が経過した公開請求日の令和4年2月14日までに香川県人事委員会に提出していない状態は、「遅滞なく（中略）提出しなければならない」とする措置義務を果たしていない状態である。つまり、「教職員の定期健康診断の結果を年度末に取りまとめ、翌年度初めに香川県人事委員会へ報告しているため」対象文書を保有していないという主張は到底信じがたい。仮に、令和3年に提出されていない場合には、令和4年2月12日までの令和4年に提出されていると予想することが合理的である。

よって、3校について、それぞれ1枚ずつ本件各請求対象文書は既に作成され、3件の資料が香川県人事委員会へ提出されていると予想することが合理的であり、本件各処分では本件各請求対象文書の特定が不十分である。

- (4) なお、該当条文の「遅滞なく」について解釈例規はないものの、同様に労働基準監督機関へ提出する健康診断結果報告書の提出に関する「遅滞なく」について、他の厚生労働省令に関する解釈例規が存在するので指摘する。有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）第30条の3の解釈例規として、「本条の『遅滞なく』とは、健康診断完了後（第2次健康診断を行った場合は、その完了後）おおむね1月以内をいうこと。」との通達が示されている。また、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）第41条の解釈例規として、「第4項の『健康診断結果報告書』は、本条により定期的に行った健康診断の結果について、所轄労働基準監督署長に遅滞なく（健康診断完了後おおむね1月以内に）提出するものとする。なお、その報告書は、労働者数のいかなをとわず本条第1項により健康診断を行ったすべての事業が提出する必要があること。」との通達も示されている（「第4項」とは、この条文が当該省令施行当初特定化学物質障害予防規則第35条第4項に規定されていたもの）。このように、特殊健康診断結果報告を提出すべき「遅滞なく」とは、「おおむね1月以内に」を指すものと思料する。

法第66条第1項の定期健康診断は、常時使用する労働者全てを対象とする健康診断であって、健康診断受診者数が特殊健康診断の受診者数よりも多いことから、特殊健康診断結果報告の例ほどまでではないものの、約7月を経過してもなお、香川県人事委員会へ提出していないとすることは、規則第52条の「遅滞なく」の範囲であるとは到底考えられない。

この「遅滞なく」に関し、「『遅滞なく』は、時間的即時性は強く要求されるが、その場合でも、正当な、又は合理的な理由に基づく遅滞は許される」というように解されており、事情の許す限り最も速やかという趣旨を表す場合によく用いられる」との一般的な法令用語の解説もある。やはり、定期健康診断実施後約7月を経過してもなお、健康診断実施報告を提出することを妨げる

合理的な事情があるとは到底想像し難い。

よって、本件各請求対象文書は、定期健康診断実施後遅くとも3月以内に、すなわち「遅滞なく」香川県人事委員会へ報告されるべき資料であるから、本件各処分及び「公開しない理由」欄の説明は不合理である。

(5) 以上のとおり、本件各請求対象文書を保有していないとすることは、法及び規則の規定に抵触するものであるから不合理である。また、本件各処分は本件各請求対象文書の特定が不十分である。よって、本件各処分を取り消し、本件各請求対象文書を特定してさらに行政文書を公開するとの裁決を求める。

第4 実施機関の説明の要旨

弁明書による説明は、次のとおりである。

「常時50人以上の労働者を使用する事業者は、第44条、（中略）の健康診断（定期のものに限る。）を行ったときは、遅滞なく、定期健康診断報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない」に係る主張について

実施機関では、法に基づく定期健康診断は大きく分けて2つの方法で実施している。

① 学校を含む全ての事業所を実施機関が委託した健康診断実施機関が巡回して行う健康診断

② 公立学校共済組合が実施する人間ドック（その受診を定期健康診断の受診に替えることを前提に県が費用の一部を負担している。）

①は毎年1学期に行う。②は年間を通じて各人が希望する日に受診する。

②の受診結果は、各健康診断実施機関から共済組合を通じて実施機関に通知された後、実施機関からデータ管理委託機関に提供される。

データ管理委託機関は、①と②の健康診断データを一元化し、事業場分の結果を取りまとめ、有所見人数などが記載された資料を作成する。各事業場はその資料を基に定期健康診断報告書を作成し、産業医に提示して医学的所見を徴し、氏名の記名を受けた後、香川県人事委員会へ提出している。

例年、②の終了から定期健康診断結果報告書の提出までおおむね4～5月を要している。

令和3年度の間人間ドック最終受診日は、高松高等学校は令和4年2月16日、丸亀高等学校は同月25日、坂出高等学校は同年1月4日であり、定期健康診断結果報告書は香川県人事委員会へ同年6月17日に提出した。よって、審査請求人が主張する「『遅滞なく（中略）提出しなければならないと』する措置義務を果たしていない状態である」とはいえないと考えている。

また、請求のあった令和4年2月14日時点では、本件各請求対象文書を作成及び取得していないため、文書不存在により非公開とした判断に誤りは無い。

第5 審査会の判断

1 判断における基本的な考え方について

条例は、その第1条にあるように、県民の行政文書の公開を求める権利を具体的に明らかにするとともに、行政文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、県の保有する情報の一層の公開を図り、県政に関し県民に説明する責務が全うされるようにし、県政に対する県民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した県政の発展に寄与することを目的として制定されたものであり、審査に当たっては、これらの趣旨を十分に尊重し、関係条項を解釈し、判断するものである。

2 法に基づく定期健康診断について

(1) 定期健康診断について

法第66条第1項の規定により、事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより医師による健康診断を行わなければならない。ただし、同条第5項ただし書の規定により、事業者が指定した医師以外の医師が行う健康診断に相当する人間ドックを受け、その結果を証明する書面を事業者に提出した場合は、これを健康診断に代えることができる。このうち事業者は、定期健康診断として、規則第44条の規定により、常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期的に医師による健康診断を行わなければならないとされている。

(2) 定期健康診断結果報告書について

常時50人以上の労働者を使用する事業者は、規則第44条に規定する定期の一般健康診断を行ったときは、規則第52条の規定により、遅滞なく、定期健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないとされている。なお、3校における、この所轄労働基準監督署長の職権は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第5項及び労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第12号の規定により、香川県人事委員会が行うものとされている。

3 本件各請求対象文書の存否について

本件各請求対象文書は、令和3年度に行った教職員の定期健康診断について、香川県人事委員会へ提出した定期健康診断結果報告書である。

審査請求人は、3校における定期健康診断の最終受診月は令和3年7月であり、実施機関は、遅滞なく、規則第52条の規定に基づく定期健康診断結果報告書を提出しているはずであるので、本件各請求日時点で本件各請求対象文書を保有していないとすることは不合理であり、行政文書の特定が不十分であると主張している。

当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、3校はいずれも常時50人以上の労働者を使用する事業場に該当し、定期健康診断結果報告書の提出が必

要であった。そして、規則第44条及び第52条の規定は、定期健康診断について定めているが、定期健康診断は法第66条に規定される健康診断であり、同条第5項に定められる事業者が指定した医師以外の医師による健康診断についても同様に適用される。このことから、香川県人事委員会へ報告が必要な定期健康診断とは、定期健康診断に加え、事業者が指定した医師以外の医師の健康診断である人間ドックを指すものである。

また、実施機関の説明によると、本件各請求時点においては、高松高等学校及び丸亀高等学校については人間ドックの最終受診者の受診が終わっておらず、また、坂出高等学校についても人間ドックの最終受診者の受診が終わったばかりであり、本件各請求対象文書の作成を終えておらず、文書が存在していなかったとのことであった。

令和3年度の定期健康診断結果報告書は、実施機関の説明どおり令和4年6月17日に香川県人事委員会に提出されており、審査請求人の行政文書公開請求日である同年2月14日時点で定期健康診断の結果報告書が存在しないという実施機関の主張は是認できる。

以上のことから、本件各請求対象文書を作成及び取得していないとの実施機関の説明に不合理な点は認められず、他にその存在を推認させるような事情も認められないことから、実施機関が本件各請求対象文書は存在しないとして非公開決定を行ったことは是認できる。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をしているが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

(略)